

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

|                   |                                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 郡山市<br>( 07203 )                                                                   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 日和田地区<br>( 宮ノ入、日和田第1、日和田第2、三本松、稻荷町、川坂、原、宮下、荒池山、<br>鶴番、久留米、高倉、下萱沼、上萱沼、梅沢、衛門次郎、八丁目 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年7月10日<br>(第8回)                                                                 |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

日和田地区は、農業者の平均年齢68.73歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

また、地域内での新規就農者について確保及び育成をするためには、研修受入先が必要である。

- ・ 鳥害(スズメ等)被害や小型動物(ハクビシン、アライグマ、タヌキ、モグラ等)の被害がある。
- ・ 用水路の堀払い等の作業を農業者のみで行っており、年々困難になってきている。
- ・ 日和田地内で基盤整備をした場所は今から約50年前であり、未整備地区においては、土手の高低差(5m以上)が激しい場所多く、かつ、急勾配である。
- ・ 下流の場所においては水管理が難しい状況である。(特に梅沢、上萱沼)
- ・ 米の価格が現状維持されないと今後も同様に営農することが難しい状況である。
- ・ 堀払いを行う際の参加者が年々減少傾向にあり、一人当たりの負担が大きい状態である。
- ・ ゲリラ豪雨等による越水も増えており土砂崩れも発生している状況である。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:294人(うち50歳代以下22人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 8経営体

主な作物:水稻、大豆、野菜(キュウリ、トマト、アスパラガス)、花き(久留米地区)、しいたけ(八丁目地区)

## (2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

地域農業において、農業を担う者の確保及び育成するため、研修受入先の拡充を図り地域で支援していく。

水稻については、特に作付けが効率よく作業できる環境を整えるため農業を担う者に位置付けてある者に農地の集積・集約化を図るとともに、農作業が困難になった場合、農業を担う者に位置付けてある者に任せられる体制づくりを目指す。

花きについては、現在育苗ハウスを活用し、トルコギキョウ、ストック等の栽培をしているが、品種増加に取り組むとともに、空き期間を活用し新たな作物の栽培に取り組むことで品目の多様化と年間を通じたハウスの活用を図る。

果樹については、近年、日和田地区において、ブドウの生産者が増え、更に生産をしてみたい人も増加傾向にあるので、地域内での新たに取組む作物に位置づけし、地域内で技術や知識を共有することなど積極的に地域で支援していく。

- ・鳥獣被害が増加しないよう、土地所有者も農地の管理者として掘払いに参加してもらう事等を提案し、地域で農地を保全するような取組みを実施する。
- ・持続的に営農できるような環境整備として、基盤整備の活用を要望し、地区内で環境保全型農業を推進する。
- ・ゲリラ豪雨等の対応のため、地域で危険箇所を把握し、地域で防災対策を講じる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 751.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 751.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                                                                           |
| 地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。                                                                                                                                                                        |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                                                                           |
| 地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。<br>また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。                                                                                    |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                                                                            |
| 基盤整備未実施の地区は、面積が小さい耕地などであり、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、基盤整備を要望する声が多い。将来に向けて、ほ場整備等の取組みについて地域内での話し合いを開催することや、行政機関に要望を行う等、今まで以上に働きかけを進めていく。<br>多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理及び整備等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていきける環境を整えていく。                   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                                                                                       |
| 農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。<br>また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                                                                                        |
| 地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。                                                                                                                                                                           |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                              |                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等              | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②有機農業等の取組みについては近隣農家の理解も必要であり、地区としての取組みとして進めるべきか検討を進める。
- ③農作業の効率化を図るため、地域内でスマート農業を取組むことについて検討していく。
- ④販路拡大に向けた対策として、輸出米等も含めて検討していく。
- ⑤ぶどうの生産において、地域内での新たに取組む作物に位置づけし、地域内で技術や知識を共有することなど積極的に地域で支援していく。
- ⑦⑧用排水路の維持管理には農業者のみならず農地を管理すべき農地所有者等の地域の方にも参加頂けるように話し合いを行う仕組みを検討し、持続的に営農できるような環境整備図っていく。
- ⑧種子センターの設備が老朽化しているため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業(再編新事業)を活用して乾燥機能等の増強及び不要調製設備の撤去を行うこととし、種子原料穀の乾燥に特化した「乾燥センター」として利用を継続する。種子センターが担っていた種子調製機能については、広域水稻種子センター(矢吹町に新設予定)に移管する。
- ⑩地域で気候変動等の対応に向けた取組みを検討ははじめ、営農しやすい環境の整備を図る。